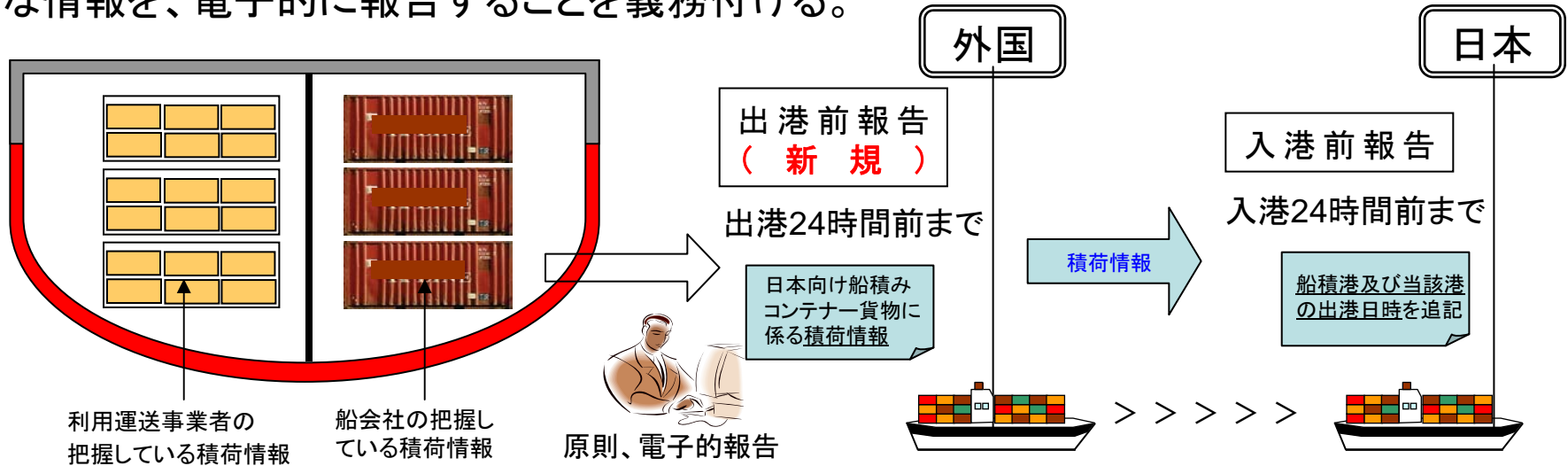


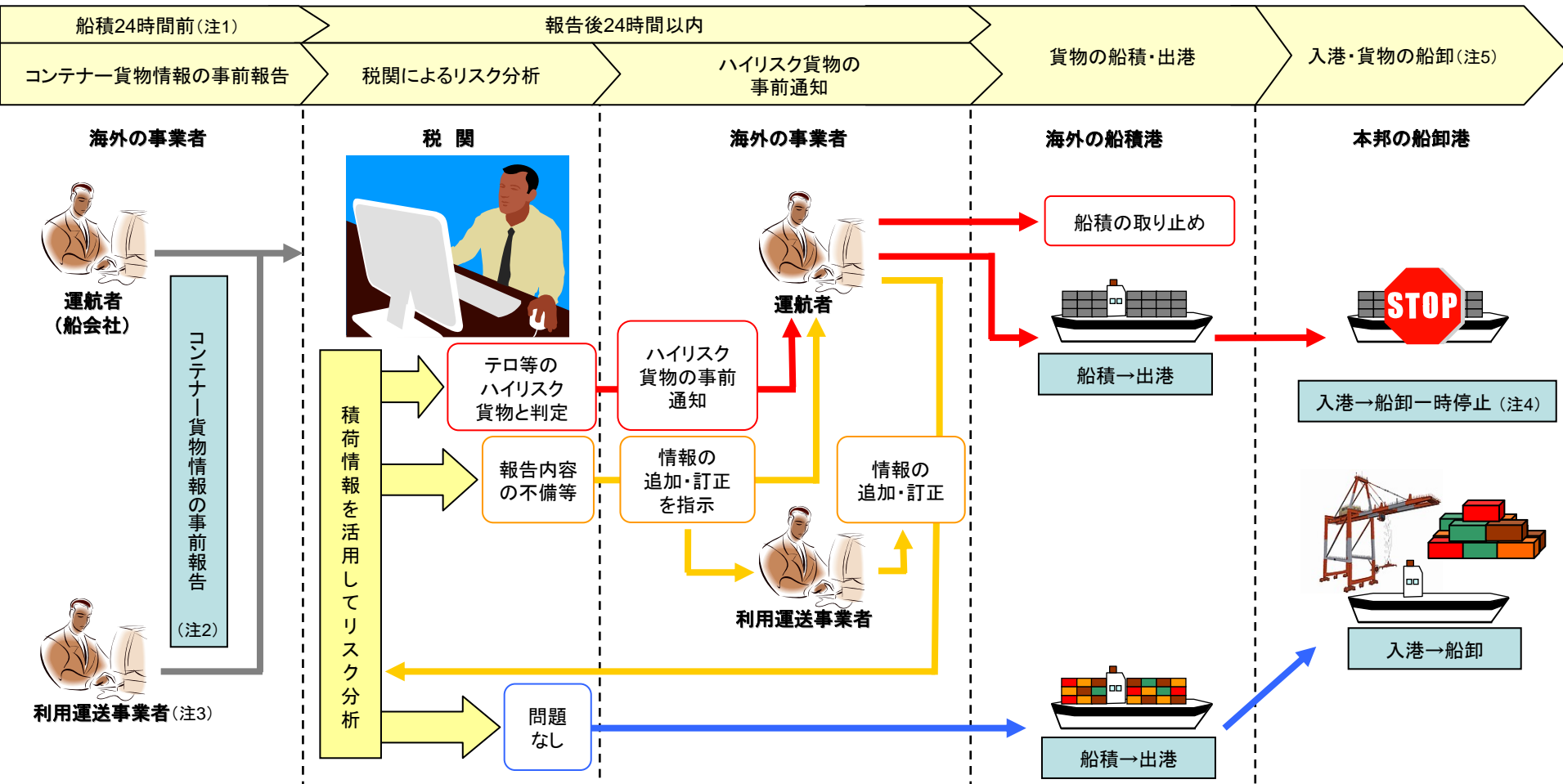
出港前報告制度の概要

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、原則として当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前に、詳細な情報を、電子的に報告することを義務付ける。



報告対象	我が国の港に入港する外国貿易船に積み込まれる海上コンテナ貨物 (注)ただし、空コンテナ及びプラットホームコンテナのほか、導入当初においては我が国で船卸しない通過貨物を対象外とする。	
報告義務者及び内容	船会社	船会社が把握している積荷情報(オーシャン(マスター)B/Lを基にした積荷情報)
	利用運送事業者	利用運送事業者が把握している積荷情報(ハウスB/Lを基にした積荷情報)
報告方法(電子的報告を原則義務化)	NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)を活用した電子的報告	
報告期限	原則、外国の船積港を出港する24時間前までに報告 (注)ただし、韓国及び中国等の近隣諸国の港を船積港とする一定の範囲内の近海航路については、制度定着までの当面の間、報告期限を船積港における外国貿易船の出港時までとする。	
罰則	報告期限までに報告がなされない場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	

出港前報告制度の概念図



(注1) 出港前報告制度により報告された積荷情報のリスク分析を実施した結果、テロ等のハイリスク貨物と判定した場合は、原則として報告から24時間以内に事前通知を行うことから、法令に規定する報告期限は出港の24時間前までであるものの、諸外国同様に船積24時間前までに税関へ報告することにより、船積み前までにハイリスク貨物の事前通知を受取ることが可能となり、当該通知を受けた貨物については船積みを取り止めることができる。

(注2) 輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) を活用した電子的報告を義務化。

(注3) 利用運送事業者 (Non Vessel Operating Common Carrier (NVOCC)) とは、自らは船舶の輸送手段を保有せず、運航者等のサービス (船舶輸送) を使って貨物を輸送する事業者。

(注4) 検査体制を整備した後、厳重検査を実施。

(注5) 報告期限までに積荷情報の報告がなされなかった場合には、罰則の適用を受ける場合があるほか、当該報告がなされなかった積荷については、船卸しについて税関の許可を受けなければならない。

出港前報告制度における報告期限の緩和措置

制度定着までの当面の間、下記表のとおり、外国貿易船が「本邦以外の地域」欄に該当する港で船積して、最初に入港しようとする開港が「本邦の地域」欄に該当する場合、報告期限は船積港の出港時までとする。

本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む。)	本邦の地域	報告期限
東経百二十八度及び東経百五十六度の線並びに北緯四十度及び北緯五十四度の線で囲まれた地域(中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条(外国とみなす地域)に定める地域(歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島。以下この表において同じ。)に限る。)	北海道	船積港を出港する時
東経百二十八度及び東経百五十二度の線並びに北緯三十四度及び北緯五十度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条に定める地域に限る。)	青森県、秋田県、山形県及び新潟県	
東経百三十三度及び東経百五十二度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	岩手県及び宮城県	
東経百四十五度及び東経百四十九度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	福島県及び茨城県	
東経百二十二度及び東経百四十度の線並びに北緯三十三度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限り、東経百二十二度及び東経百二十七度の線並びに北緯三十七度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域を除く。)	富山県、石川県、福井県、京都府及び兵庫県(日本海に面する地域に限る。)	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度三十分及び北緯四十一度の線で囲まれた地域(大韓民国及び中華人民共和国の区域に限り、東経百三十度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十八度及び北緯四十一度の線で囲まれた地域を除く。)	大阪府、兵庫県(瀬戸内海に面する地域に限る。)及び和歌山県	
東経百十七度及び東経百四十度の線並びに北緯三十度三十分及び北緯四十六度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。)	鳥取県及び島根県	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度及び北緯四十二度の線で囲まれた地域(大韓民国及び中華人民共和国の区域に限り、東経百十七度及び東経百二十二度の線並びに北緯三十度及び北緯三十度三十分の線で囲まれた地域を除く。)	岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	
東経百十七度及び東経百三十五度の線並びに北緯二十六度及び北緯四十四度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。)	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く。)	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯十七度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国、台湾及びフィリピン共和国の区域に限る。)	鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県(石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町を除く。)	
東経百十四度及び東経百二十八度の線並びに北緯十五度及び北緯三十四度の線で囲まれた地域	沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町	

〈参考〉主要船積港別報告期限一覧

出港前報告制度において、下記主要船積港別報告期限一覧のとおり、韓国及び中国等の港を船積港とする一定の範囲内の近海航路については、制度定着までの当面の間、報告期限を船積港における外国貿易船の出港時までとする。

単位:h(時間)

海外の主要船積港 本邦第一到着港の地域	極東ロシア		韓国			中国					台湾	
	コルサコフ	ウラジオストック	釜山	浦項	仁川	新港(天津)	大連	青島	上海	香港	高雄	基隆
北海道	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
青森県、秋田県、山形県、新潟県	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
岩手県、宮城県	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
福島県、茨城県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
富山県、石川県、福井県、 京都府、兵庫県(日本海側)	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
東京都、神奈川県、千葉県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
静岡県、愛知県、三重県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
鳥取県、島根県	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
和歌山県、大阪府、 兵庫県(瀬戸内海側)	24h前	24h前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
徳島県、高知県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
岡山県、広島県、香川県、愛媛県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
山口県、福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、熊本県	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
宮崎県	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
鹿児島県	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
奄美群島	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前
沖縄県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前
先島諸島	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前

※ 網掛けの部分が、出港前報告制度において報告期限の緩和措置(出港前)を適用する航路。

出港前報告制度における報告項目①

出港前報告制度における積荷に関する事項の報告項目(必須項目)は、以下のとおりとする。

出港前報告制度		〈参考〉入港前報告	
オーシャン(マスター)B/L積荷情報	ハウスB/L積荷情報		
1	荷送人名	荷送人名	荷送人名
	荷送人住所又は居所	荷送人住所又は居所	
	荷送人電話番号	荷送人電話番号	
	荷送人国名コード	荷送人国名コード	
2	荷受人名	荷受人名	荷受人名
	荷受人住所又は居所	荷受人住所又は居所	
	荷受人電話番号	荷受人電話番号	
	荷受人国名コード	荷受人国名コード	
3	着荷通知先名	着荷通知先名	着荷通知先名
	着荷通知先住所又は居所	着荷通知先住所又は居所	
	着荷通知先電話番号	着荷通知先電話番号	
	着荷通知先国名コード	着荷通知先国名コード	
4	品名	品名	品名
5	代表品目番号(HSコード(6桁))	代表品目番号(HSコード(6桁))	
6	個数・個数単位コード	個数・個数単位コード	個数・個数単位コード
7	総重量・重量単位コード	総重量・重量単位コード	総重量・重量単位コード
8	容積・容積単位コード	容積・容積単位コード	容積・容積単位コード
9	記号・番号	記号・番号	記号・番号
10	船会社コード	船会社コード	船会社コード

出港前報告制度における報告項目②

	出港前報告制度		〈参考〉入港前報告
	オーシャン（マスター）B/L積荷情報	ハウスB/L積荷情報	
11	船舶コード（信号符字）	船舶コード（信号符字）	船舶コード（信号符字）
12	航海番号	航海番号	
13	船積港コード	船積港コード	船積港コード
14	船積港の出港予定日時		船積港の出港確定日時（注2）
15	仕出港コード	仕出港コード	
16	船卸港コード	船卸港コード	船卸港コード
17	船卸港の入港予定年月日	船卸港の入港予定年月日	
18	荷渡地名	荷渡地名	
19	B/L番号	B/L番号（マスター）	B/L番号
20		B/L番号（ハウス）	
21	コンテナ番号	コンテナ番号	コンテナ番号
22	シール番号	シール番号	
23	空/実入りコンテナ表示	空/実入りコンテナ表示	空/実入りコンテナ表示
24	コンテナサイズコード	コンテナサイズコード	コンテナサイズコード
25	コンテナタイプコード	コンテナタイプコード	コンテナタイプコード
26	コンテナ所有形態コード	コンテナ所有形態コード	コンテナ所有形態コード
27			コンテナオペレーション会社コード
28			コンテナ条約適用識別
29	IMDGクラス	IMDGクラス	
	国連番号	国連番号	
30	緩和措置対象地域識別		
31	マスターB/L識別（注1）		

（注1）ハウスB/Lの有無を判別するためのコード

（注2）出港前報告制度導入後からの報告項目

報告項目「品名」欄について

出港前報告制度の報告項目のうち品名欄については、税関がリスク分析を実施する上で、積荷内容が容易に特定できるよう、具体的かつ詳細な品名を入力する。また、複数の品目がある場合、品名欄には複数の品名を入力し、代表品目番号欄には複数ある品目の中から代表品目のHSコード(6桁)を入力すること。

なお、下記表に掲げるような積荷の内容が容易に特定できない品名を入力した場合には、報告を受理しないことを検討中。(例えば、「Parts」は受理不可とし、「Motorcycle parts」は受理可とする。)

【受理不可とする具体的な品名の例示】

Apparel Wearing Apparel Ladies Apparel Mens Apparel	Foodstuffs Iron Steel	STC(Said to Contain) General Cargo FAK(Freight of All Kinds) No Description
Appliances	Leather Articles	Tiles
Auto Parts Parts	Machinery Machines	Tools Wires
Caps	Pipes	
Chemicals hazardous Chemicals non-hazardous	Plastic Goods	
Electronic Goods Electronics	Polyurethane Rubber Articles	
Equipment	Rods	
Floorling	Scrap	

リスク分析結果の事前通知

1. 出港前報告制度により報告された積荷情報のリスク分析を実施した結果、我が国のセキュリティ上、船卸一時停止等の措置が必要と判断した場合には、原則として報告から24時間以内に、次に掲げる事前通知を行う。
なお、当該通知が行われた積荷について、追加情報の報告や情報の訂正が行われ、リスクの再評価を実施して問題が無いと判断した場合には、当該通知を解除する。

通知コード	事前通知の概要
DNL	船積24時間前までに税関へ報告される積荷情報について、税関のリスク分析の結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスク貨物であると判断した場合、当該積荷の船積みを取り止めることができるようにするために行う事前通知
HLD	報告された積荷のリスク評価を完了するために、追加の情報又は情報の訂正を要請する必要がある場合に行う事前通知
DNU	外国貿易船が船積港を出港した後において、税関のリスク分析の結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスク貨物であると判断した積荷について、本邦入港時に当該積荷の船卸一時停止を行う事前通知
	船積港出港前に「HLD」のコードの事前通知が行われた積荷について、当該事前通知が解除されることなく、当該積荷を積載した外国貿易船が船積港を出港した場合に行う事前通知

2. 船積港出港24時間前(緩和措置対象地域の場合には出港前)までに積荷情報の報告がなされなかった場合には、税関より次に掲げる事前通知を行う。

通知コード	事前通知の概要
SPD	積荷情報の報告が行われなかった場合に行う事前通知 ※ 報告が行われなかった積荷情報の報告を行った上で、税関による船卸許可を受けなければならない。(また、罰則の適用を受ける場合がある。)
	積荷情報の報告が報告期限を遅れた場合に行う事前通知 ※ 税関による船卸許可を受けなければならない。(また、罰則の適用を受ける場合がある。)

1. 出港前報告制度におけるNACCS利用（接続）形態

新たに導入される出港前報告制度においては、「海上コンテナに係る積荷情報の報告は、電子情報処理組織を使用して行われなければならない」とされています。ここでいう電子情報処理組織とは、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）が管理・運用する輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）のことであり、当該報告のためのNACCSとの接続方法については、以下のいずれかとなります。

1. 自社システム（注1）とのゲートウェイ接続

報告義務者の自社システムとNACCSを直接接続して報告を行う方法であり、接続の方式については以下のいずれかとします。なお、接続方式の詳細については、「NACCS EDI仕様書」において定められています。

① ゲートウェイ接続（SMTP／POP3方式）：

自社システムのゲートウェイサーバとNACCSのサーバを、ネットワーク・トランスポート層にTCP／IP、その上位層をSMTP／POP3により接続する方式。複数件の処理要求電文をまとめて送信可能であり、処理結果電文は一定時間後にNACCSのサーバに取りに行く（受信）必要があります。

② ゲートウェイ接続（SMTP双方向）：

自社システムのゲートウェイサーバとNACCSのサーバを、ネットワーク・トランスポート層にTCP／IP、その上位層をSMTPにより接続する方式。インタラクティブ処理方式であり、1件ずつ処理要求電文の送信と処理結果電文の受信が行われます。

（注1）自社システムとの接続については、自社システムのゲートウェイサーバが日本国内に設置されていることが条件であり、当該ゲートウェイサーバとNACCSのサーバとの接続については、NACCSセンターと利用契約を締結する必要があります。

2. サービスプロバイダー経由による接続

NACCSとの接続が認められたサービスプロバイダー（注2）が提供するサービスを利用して報告を行う方法であり、当該方法を利用して報告を行おうとする報告義務者は、あらかじめ、「申請者ID等（仮称）」（注3）を取得することが必要となります。

（注2）NACCSとの接続が認められたサービスプロバイダーについては、ホームページ上において公表しています。

<http://www.naccs.jp/archives/afr/index.html> （NACCSホームページ）

【※】サービスプロバイダーとNACCSとの接続については、前記1①、②に掲げるゲートウェイ接続方式を採用し、サービスプロバイダーのゲートウェイサーバが日本国内に設置されていることが条件となります。

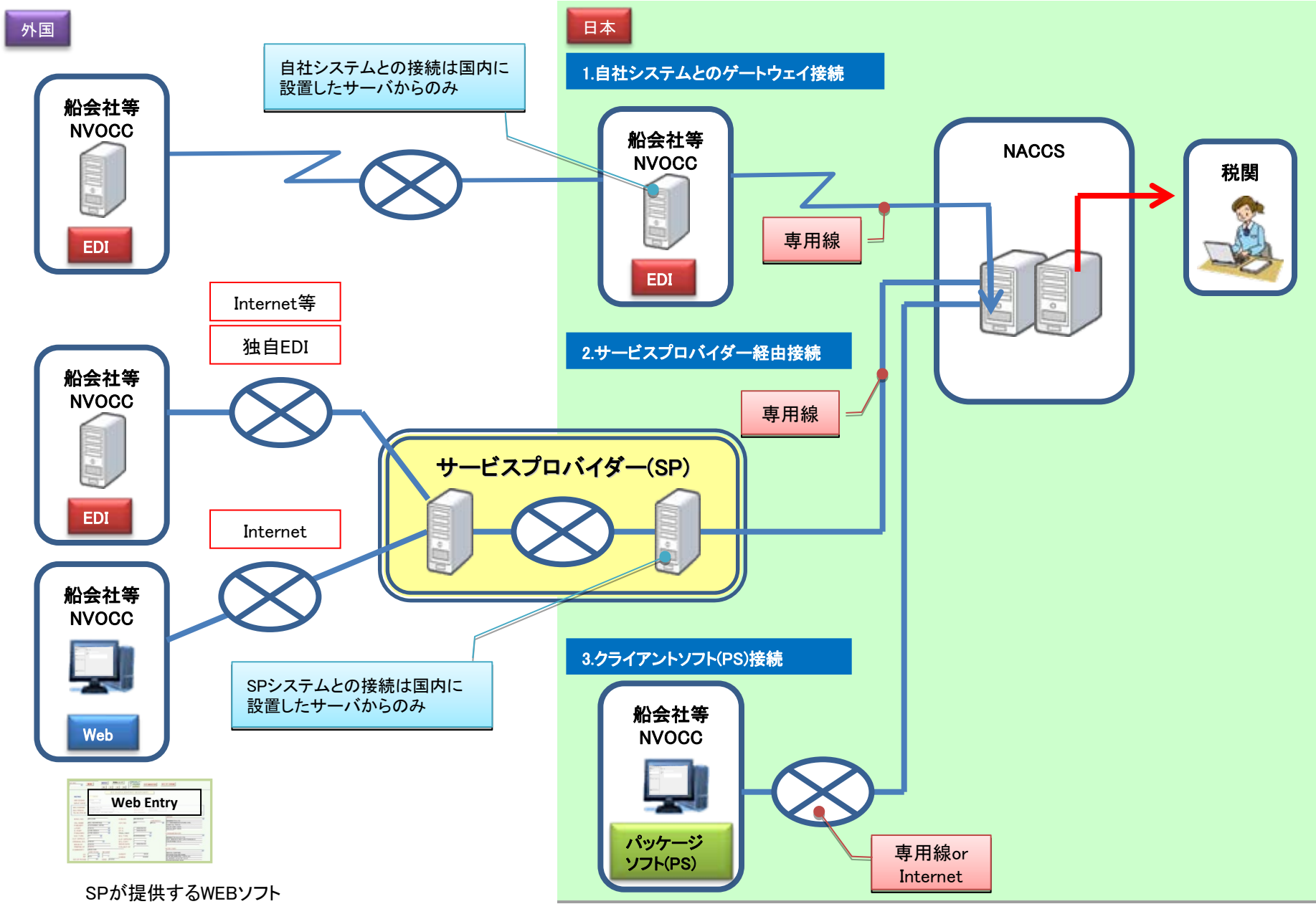
（注3）「申請者ID等（仮称）」については、サービスプロバイダー経由で報告を行う場合に、「報告義務者」を特定するために必要となるコードです。当該コードの取得については、NACCSセンターがインターネット上で提供する「申請者ID等発給申請システム（仮称）」を利用することとなります。なお、同システムによるサービス提供は、2013年の夏以降を予定しています。

3. クライアントソフト（注4）の利用による接続

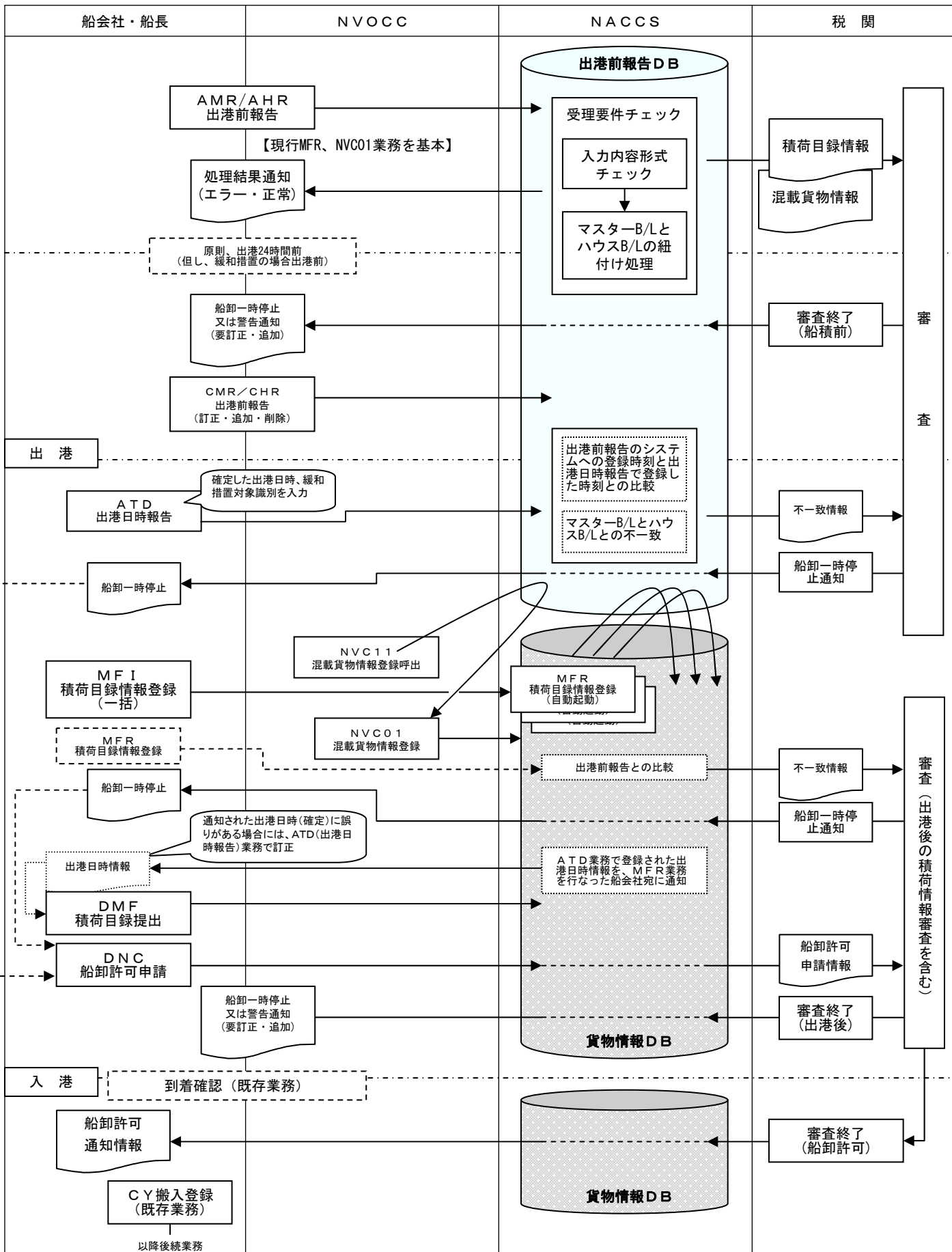
NACCSセンターが提供するクライアントソフト（パッケージソフト）をパソコンにインストールし、当該クライアントソフトを使用して報告を行う方法。

（注4）日本国内に事業所を有する報告義務者は、NACCSセンターと利用契約を締結すれば、利用が可能となります。

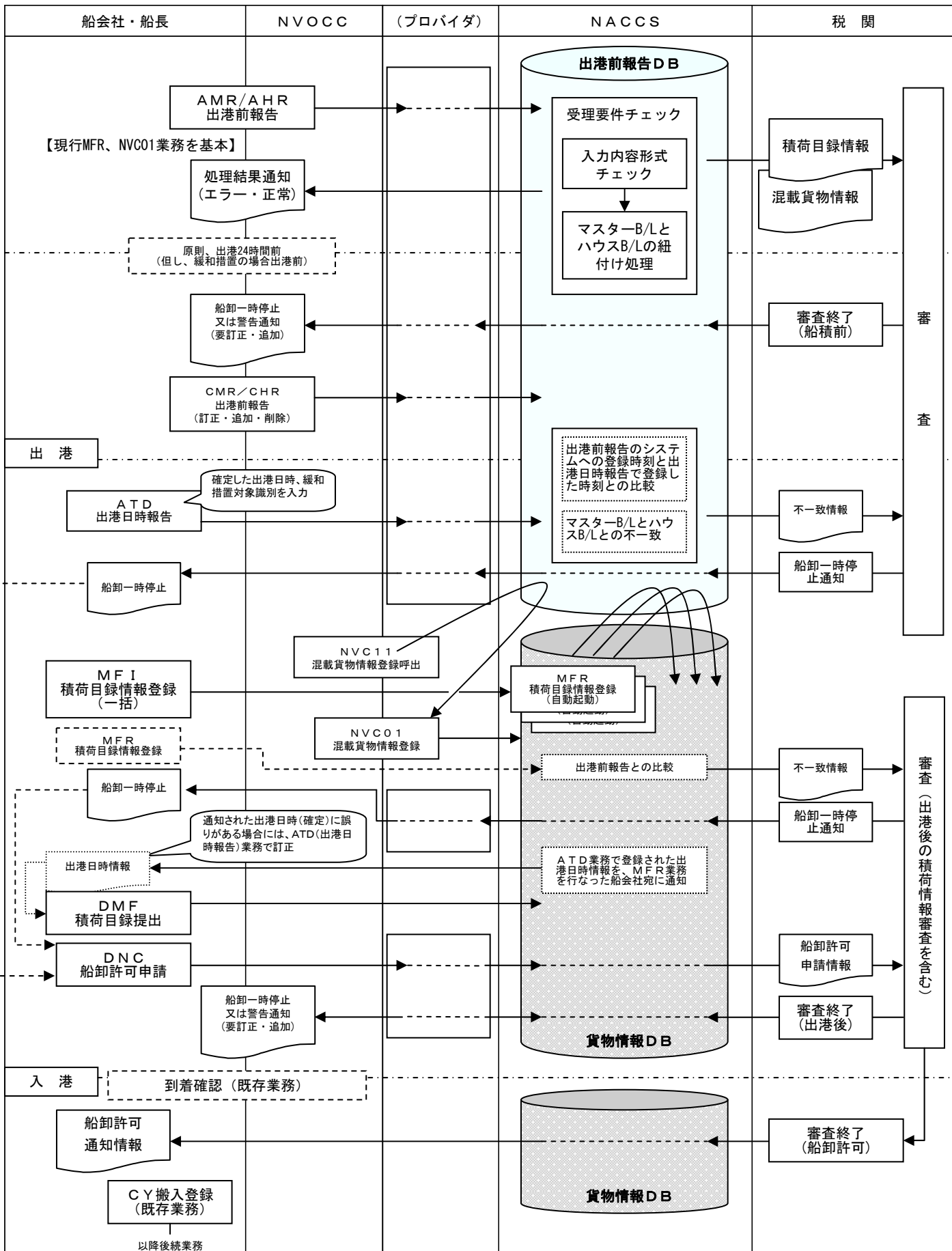
2. 出港前報告制度におけるNACCS利用（接続）形態イメージ図



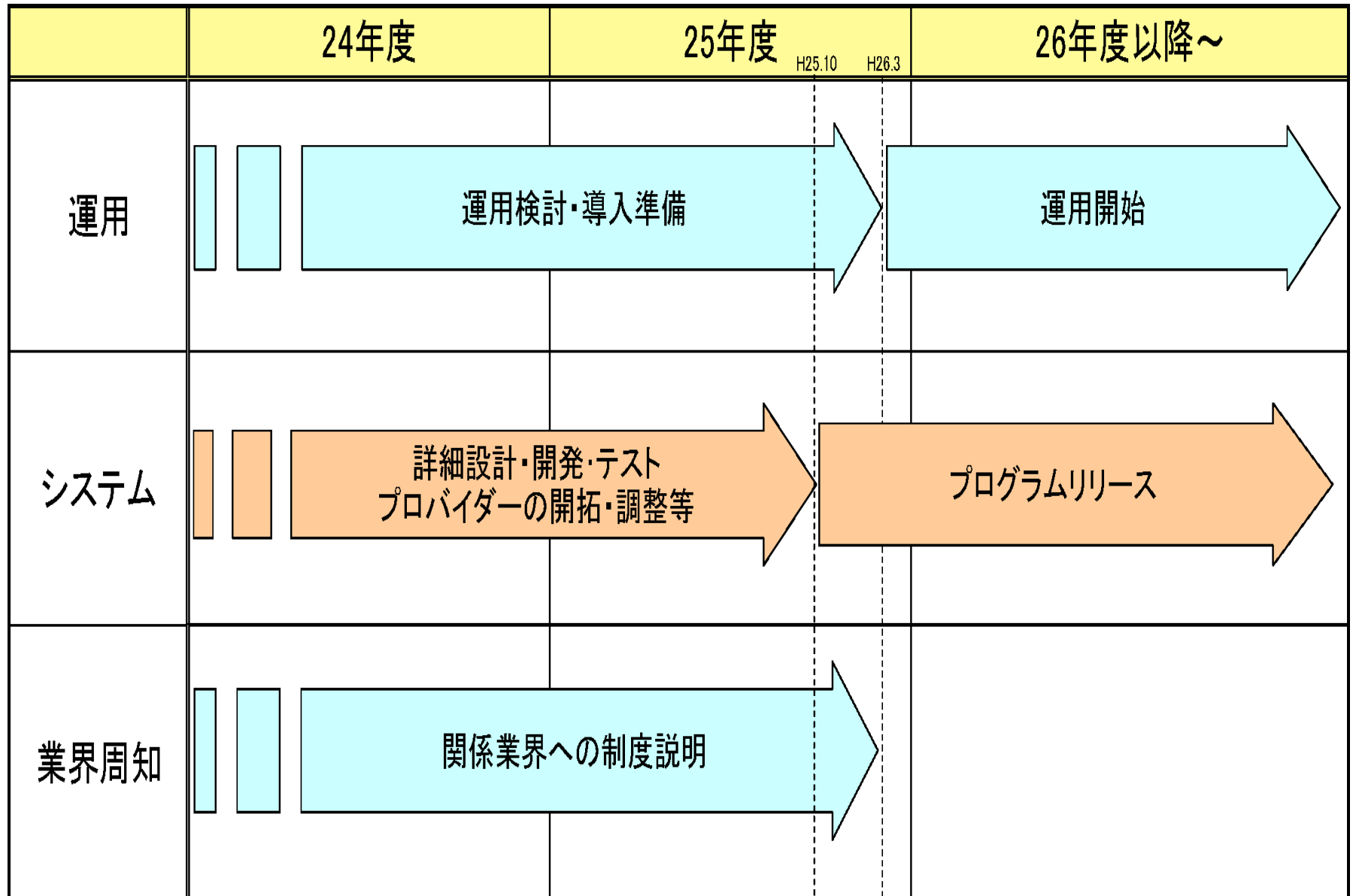
出港前報告制度における業務フロー



出港前報告制度における業務フロー(プロバイダを経由する場合)



今後の予定



平成26年3月から施行を予定しております出港前報告制度に関して、各種説明会等の場で数多くの質問が寄せられました。今般、主な質問とその回答(FAQ)を取りまとめましたので、本制度の内容を関係事業者の皆様方に十分ご理解いただけるよう情報提供します。

問1. 出港前報告制度を導入する理由は何か。

答1. 我が国の国際物流におけるセキュリティレベルを国際標準にあわせ、テロ行為や国際組織犯罪を未然に防止するため、税関において、より早い段階で海上コンテナ貨物に関する詳細な情報を入手することにより、これまで以上に水際における取締りを強化する必要があることから本制度を導入します。

問2. 報告の対象となる貨物は何か。

答2. 我が国に入港しようとする外国貿易船に積み込まれる海上コンテナ貨物を報告の対象とします。

ただし、「空コンテナ」及びコンテナに関する通関条約(昭和46年条約第6号)第1条(b)に規定するコンテナの定義に該当しない「プラットホームコンテナ」は、報告の対象外とします。

さらに、本制度導入当初においては、制度定着までの当分の間、本邦で船卸しをしない海上コンテナ貨物(通過貨物)についても、報告の対象外とします。

問3. コンテナ船が輸送する海上コンテナ貨物のみが報告の対象となるのか。

答3. 船舶の種類に関係なく、我が国に入港しようとする外国貿易船に積み込まれる海上コンテナ貨物が報告の対象となります。したがって、コンテナ船以外の船舶であっても、海上コンテナ貨物を積載する場合には、当該貨物に関する積荷情報の報告が必要となります。

問4. 報告の義務者は誰か。

答4. 外国の船積港を日本向けに出港する際に、オーシャン（マスター）B/Lに基づく積荷情報を把握している運送契約の当事者である外国貿易船の運航者等（船会社等）及びハウスB/Lに基づく積荷情報を把握している荷送人（利用運送事業者等）を報告義務者とします。本制度導入当初においては、制度定着までの当分の間、荷送人（利用運送事業者等）のうち、当該運航者等と運送契約を締結する者を報告義務者とします。

問5. サービスプロバイダーは報告義務者とはならないのか。

答5. 出港前報告制度では、報告義務者が輸出入・港湾関連処理センター（NACCセンター）と直接利用契約を結ぶことなく、輸出入・港湾関連処理システム（NACC）への報告を行えるようNACCとの接続が認められているサービスプロバイダー等の接続業者を通じて積荷情報の報告を行うことができるようにしています。

したがって、サービスプロバイダー等は、報告義務者が積荷情報をNACCへの報告を行う際に、接続サービス等を提供する者であり、報告義務者にはあたりません。

問6. 船舶代理店が報告を行うことは可能か。

答6. 報告義務者との契約関係において、船舶代理店が報告を行うことは可能です。なお、その契約関係において、サービスプロバイダーと同じ役割（接続サービス等の提供）で報告を行う場合は、報告義務者の申請者IDを使用してNACCSへ報告することとなります。一方、報告義務者として報告を行う場合は、船舶代理店のIDを使用してNACCSへ報告する必要があります。（報告期限までに報告がなされなかった場合には、船舶代理店が罰則の適応を受けることがあります。）

問7. 報告期限はいつまでか。

答7. 報告義務者及び税関が把握可能である出港日時を基準とし、原則、船積港の出港24時間前までとします。

ただし、現状の物流実態を踏まえ、現行の入港前報告制度において緩和措置が適用されている航路を基本とした近隣諸国の港を船積港とする一定の範囲内の近海航路については、船積港を出港する時までとします。

なお、船積24時間前までに報告を行った場合は、船積み前までにハイリスク貨物の事前通知を受取ることができるため、船会社が当該貨物の船積みを取止めることが可能となります。

問8. 諸外国の制度同様に報告期限を船積24時間前としなかった理由は何か。

答8. コンテナの船積時間を把握することは困難であるため、報告義務者及び税関が把握可能である出港日時を基準としています。

問9. 報告期限に緩和措置を設ける理由は何か。

答9. パブリックコメント等において、緩和措置を設けることの強い要望があり、現状の物流実態を踏まえ、本制度の施行開始時までには、物流の形態を変更することが困難な状況にある航路に関しては、税関のリスク分析を実施する上で、一定のセキュリティが確保できる必要最小限の範囲の近海航路について、制度定着までの当面の間、緩和措置を設けることとしました。

問10. 海外の港において、トランシップされる貨物の報告期限はいつか。

答10. 本制度では、我が国に入港しようとする外国貿易船に、報告対象の貨物を船積みする港を出港する24時間前までに報告することを義務付けています。例えば、ヨーロッパ仕出の貨物について、シンガポールでトランシップする場合には、トランシップ港のシンガポールの港を出港する24時間前までに報告をする必要があります。

問11. 船舶の運行スケジュールの変更等、急遽、トランシップが行われた場合、トランシップ港を出港する24時間前までに、船会社が報告するマスターB/Lに基づく積荷情報のほか、利用運送事業者が報告する当該マスターB/Lに関連付けられるハウスB/Lに基づく積荷情報についても報告を行う必要があるのか。

答11. 急遽、トランシップが行われた場合でも、原則としてマスターB/Lに基づく積荷情報のほか、ハウスB/Lに基づく積荷情報についてもトランシップ港を出港する24時間前までに改めて報告する必要があります。

問12. 報告項目については、何を基準に定めたのか。

答12. 「国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO「基準の枠組み」」における積荷情報の報告項目を基本に、諸外国での報告項目及び関係事業者へのヒアリング結果を踏まえ、税関のリスク分析に必要な項目を報告項目としています。

問13. 荷受人欄については、「to order」の報告が認められるのか。

答13. 関係事業者へのヒアリング結果を踏まえ、着荷通知先欄において、具体的な名称、住所及び電話番号を報告していただくことにより、荷受人欄について「to order」で報告することを認めます。

問14. 代表品目番号（HSコード6桁）欄については、諸外国から報告義務者が報告を行う場合、対応が困難ではないか。

答14. 代表品目番号（HSコード6桁）については、税関のリスク分析を実施する上で必要な項目であり、世界各国で利用されているコードであることから、対応は可能であると考えています。

問15. 品名欄について、代表品目番号の報告があれば具体的かつ詳細な品名の記載は不要ではないか。

答15. 品名については、税関のリスク分析を実施する上で必要な項目であり、積荷の内容を容易に特定できるよう、具体的かつ詳細な品名を記載していただきます。また、複数の品目がある場合には、代表品目だけでなく複数の品名を記載していただく必要があります。

問16. 報告項目において仕出港と船積港の違いは何か。

答16. トランシップされる貨物の報告においては、一番最初に日本向けに積出した港（通常は輸出地）を「仕出港」とし、トランシップにより我が国に入港しようとする外国貿易船に船積みした港を「船積港」として報告してください。

問17. 報告内容の訂正は認められるのか。

答17. 本制度で報告される積荷情報は船積み予定の情報であり、不確定情報が含まれる可能性があることから、関係事業者へのヒアリング結果も踏まえ、原則として、「出港日時報告(ATD)」業務が実施されるまでの間、必要の都度、報告した積荷情報の訂正を可能とすることとしています。ただし、システム上、「船会社コード」、「船舶コード」、「航海番号」、「船積港コード」及び「B/L番号」の報告項目については、訂正を不可とします。

問18. 「出港前報告訂正(CMR)」業務又は「出港前報告訂正(ハウスB/L)(CHR)」業務により、必要な訂正等を行う場合、あらかじめ税関に連絡する必要があるのか。

答18. 出港前報告制度で報告された積荷情報の訂正等については、必要の都度、行っていただくこととしており、あらかじめ税関に連絡する必要はありません。なお、システム上、「船会社コード」、「船舶コード」、「航海番号」、「船積港コード」及び「B/L番号」の報告項目は訂正ができません。

問19. 「出港日時報告(ATD)」業務実施後は、いかなる情報の訂正もできないのか。

答19. 「出港日時報告(ATD)」業務実施後においては、税関からのリスク分析結果の事前通知が行われている積荷情報についてのみ、「出港前報告訂正(CMR)」業務又は「出港前報告訂正(ハウスB/L)(CHR)」業務で訂正等を可能としています。したがって、必要な訂正等は「出港日時報告(ATD)」業務を実施するまでに終了させてください。

問20. 報告後に急遽、トランシップが発生した場合には、当初報告した積荷情報の削除は必要か。

答20. 当初報告した積荷情報を削除することなく、トランシップ港における報告期限までに「出港前報告(AMR)」業務又は「出港前報告(ハウスB/L)(AHR)」業務で積荷情報の報告を行ってください。

問21. システムダウンにより、報告期限までに報告ができない場合には、どのように対応すれば良いのか。

答21. あらかじめ指定した税関の連絡窓口連絡の上、電気通信回線の故障等によりNACCSを使用して電子的に報告することが困難な場合として、税関が認めた場合には、税関からの指示に従い、報告期限までに書面により報告を行う必要があります。
ただし、地震等の自然現象の異変による災害又は戦争等の人為による異常な災害により報告を行うことが困難な場合には、報告が免除されます。

問22. 税関からのリスク分析結果の事前通知はいつ通知されるのか。

答22. 税関では、原則として、積荷情報の報告を受けてから24時間以内に、リスク分析結果の事前通知を行います。
したがって、船積24時間前までに報告を行うことにより、船積み前までにハイリスク貨物に対する事前通知を受取ることが可能となり、船会社が当該貨物の船積みを取止めることができることとなります。

問23. 税関におけるリスク分析の結果、船積みしても問題が無い旨の通知はあるのか。

答23. 税関では、リスク分析の結果、ハイリスク貨物であると判断した場合に「DNL」又は「DNU」、追加の情報や報告内容の訂正を要請する場合に「HLD」の事前通知を行うこととしており、我が国のセキュリティ上、問題が無い貨物については事前通知は行われません。

問24. 入港前報告を維持する理由は何か。

答24. 出港前報告制度で報告される積荷情報は、我が国に向けて船積みされることが予定されている積荷に関するものであり、当該報告期限の段階では、貨物の数量等、不確定情報を含んだまま報告されるおそれがあります。したがって、出港前報告制度において報告された貨物が実際に船積みされて、我が国の港で船卸しされるか否かを確認する必要があるため、引続き、外国貿易船に積載された貨物の積荷情報について最終的な責任を有している船長からの報告（入港前報告）を併せて求めることとします。なお、これらの報告にかかる事務負担を軽減するため、NACCS上において、出港前報告制度において報告された積荷情報を活用し、入港前報告制度における積荷情報の報告を行うことを可能とする業務を新設します。

問25. 入港前報告制度における積荷情報の報告を行った後、荒天等による外国貿易船の運航スケジュールの変更に伴う船卸地の変更等、出港前報告制度の報告項目についても変更が発生した場合には、入港前報告制度で報告した積荷情報のほか、出港前報告制度で報告した積荷情報の訂正等も必要か。

答25. 入港前報告制度における積荷情報の報告後に積荷情報の訂正等をする場合は、税関が必要と認める場合を除き、入港前報告制度で報告した積荷情報のみ訂正等を行っていただくことで差し支えありません。

問26. 「出港前報告(AMR)」業務又は「出港前報告(ハウスB/L)(AHR)」業務を実施した場合、受理された旨の何らかの通知はあるのか。

答26. 正常終了の「COMPLETION」の処理結果電文を通知します。

問27. 「出港日時報告(ATD)」業務は誰が実施するのか。

答27. 船積港の出港日時は、入港前報告制度の積荷情報に関する報告項目として、我が国に入港しようとする外国貿易船の船長に対して報告の義務を課しています。

しかしながら、関係事業者からのヒアリング結果を踏まえ、船積港における船舶の運航状況も把握している出港前報告を行う外国貿易船の運航者等も行える「出港日時報告(ATD)」業務を新規に設けました。

したがって、船積港を外国貿易船が出港後、当該船積港における出港前報告を行った運航者等が「出港日時報告(ATD)」業務を実施し、入港前報告を行う船長又はその代理人が「出港日時報告(ATD)」業務で報告された出港日時を確認の上、必要な訂正を行ってください。

問28. 出港前報告を行う外国貿易船の運航者等が「出港日時報告(ATD)」業務で報告した出港日時について、入港前報告を行う船長等はどのようにして確認することができるのか。

答28. 「積荷目録情報登録(MFR)」業務実施後、処理結果通知として「出港日時報告(ATD)」業務で報告された出港日時が通知されます。また、「出港前報告照会(IAR)」業務で照会が可能となっています。

問29. 「出港日時報告(ATD)」業務はいつまでに実施すれば良いのか。

答29. 「出港日時報告(ATD)」業務は、船積港を外国貿易船が出港した後、入港前報告の「積荷目録提出(DMF)」業務の実施前までに実施してください。
なお、「積荷目録提出(DMF)」業務を実施した際、「出港日時報告(ATD)」業務が未済の場合には「出港日時報告(ATD)」業務未済に関する不一致通知を行います。

問30. 報告期限に関する不一致は、システムのどのよう判断しているのか。

答30. 「出港前報告(AMR)」業務又は「出港前報告(ハウスB/L)(AHR)」業務を実施した報告日時と「出港日時報告(ATD)」業務で報告された出港日時を比較して、報告期限までに積荷情報が報告されていないことをシステムの確認した場合には、「出港日時報告(ATD)」業務の実施者に対して不一致通知を行います。

問31. 報告期限に関する不一致通知があった場合には、自動的に「SPD」の事前通知が行われるのか。

答31. 税関では、不一致通知の内容を精査した上で、報告期限までに報告がなされていないことを確認した積荷について、オーシャン(マスター) B/Lに基づく積荷情報の単位で「SPD」の事前通知を行います。

問32. 税関からのリスク分析結果の事前通知内容について、「出港前報告(AMR)」業務又は「出港前報告(ハウスB/L)(AHR)」業務実施者以外の国内の関係事業者は分かるのか。

答32. 「出港前報告(AMR)」業務及び「出港前報告(ハウスB/L)(AHR)」業務の通知先欄に登録されている国内の関係事業者については、税関からリスク分析結果の事前通知を行います。
また、「貨物情報照会(ICG)」業務を利用して、税関からのリスク分析結果の事前通知が行われているか否かを確認できるようにしています。

問33. 「DNU」の事前通知が解除されない積荷については、システム上、どのような取扱いとなるのか。

答33. 「DNU」の事前通知が解除されない限り、システム上、「船卸確認登録((PKI)又は(PKK))」業務が実施できません。

問34. 「出港前報告(AMR)」業務又は「出港前報告(ハウスB/L)(AHR)」業務により、出港前に報告された積荷情報を利用して輸入申告情報を作成することはできるのか。

答34. 平成26年3月の出港前報告制度運用開始時には、本制度で報告された積荷情報を利用して輸入申告情報を作成することはできません。
なお、平成29年に予定されているNACCSの更改時には、出港前報告制度で報告された積荷情報を利用できるようにすることを検討しています。

問35. 申請者 I D は、法人に 1 つで良いのか、それとも各港毎など支店営業所単位で取得する必要があるのか。また、現在、N A C C S の利用者 I D を取得している場合であっても、出港前報告制度における積荷情報の報告を行うにあたり新たに取得する必要があるのか。

答35. 積荷情報の報告にあたり、本社等で一括して報告を行う方法や各港の支店営業所毎に報告を行う方法が想定されることから、各社の実情に応じて、必要な数の申請者 I D を取得してください。
また、現在、N A C C S と利用契約を締結し、利用者 I D を取得している場合には、当該利用者 I D を使用して報告を行うことができます。

問36. N A C C S との接続が認められたサービスプロバイダーはどこか。

答36. N A C C S との接続を認めたサービスプロバイダーについては、ホームページ上で公表しています。

<http://www.naccs.jp/afr/index.html> (N A C C S ホームページ)

問37. 出港前報告に関する N A C C S の新規業務の利用料金はいくらか。

答37. 現在、検討中であり、今後、公表できる段階になりましたら公表します。
なお、従来の考え方であれば、法令手続きとなる報告業務については、無料となるものと考えます。

問38. 出港前報告制度に関する周知はどのように行っているのか。

答38. 税関ホームページに日本語と英語の説明資料を掲示の上、広く本制度の周知を図っているほか、各国の税関当局が集まる国際会議等の場において、我が国が出港前報告制度を導入することを周知しています。

さらに、平成24年5月及び9月には、我が国に就航する外国貿易船の運航者や関係する事業者等に対して、制度概要や業務仕様等に関する説明会を開催して、国内の関係事業者への周知を行ったほか、当該説明会に参加した関係事業者に対して、海外の取引先等の関係者への周知の協力依頼も行ったところです。

出港前報告制度導入に伴うサービスプロバイダー一覧表

会社名/住所		連絡先	電話番号	契約日
デカルト社 (The Descartes Systems Group Inc.)	<u>Descartes Systems Group</u> G1 Building 7F, Ginza 1-3-3, Chuo-ku Tokyo 104-0061, Japan	Japan:DejinLiu: dliu@descartes.com	+81 90 7278 7919	2012年11月30日
	<u>The Descartes Systems Group Inc.</u> 120 Randall Drive Waterloo, Ontario N2V 1C6 Canada	North America: info@descartes.com	+1 800 419 8495	
	<u>Descartes Systems (Suzhou) Co. Limited</u> Room 3521 No.1168 Nanjing Road(West) Citic Square Shanghai P.R.China 200040	China:YujieZhou: yzhou@descartes.com	+86 186 2160 2020	
	<u>Descartes Systems Group</u> Duwijkstraat 17 2500 Lier Belgium	EMEA: info@descartes.com	+32 3 800 06 00	

出港前報告制度導入に伴うサービスプロバイダー一覧表

会社名/住所		連絡先	電話番号	契約日
トレードバン社 (Trade-Van Information Services Co.)	<u>Taipei Headquarter</u> 6F, No 19-13, San Chung Road, Nankang Software Park, Taipei, Taiwan	marketing@tradevan.com.tw	+886 2 2655 1188	2012年12月5日
	<u>Kaohsiung Branch</u> 12F-1, No 211, Chung Cheng 4 Road, Kaohsiung City, Taiwan	marketing@tradevan.com.tw	+886 7 215 2066	
	<u>Taichung Branch</u> 7F-8, No 77, Shi Cheng North 1 Road, Taichung City, Taiwan	marketing@tradevan.com.tw	+886 4 2259 2566	

出港前報告制度導入に伴うサービスプロバイダー一覧表

会社名/住所		連絡先	電話番号	契約日
ワンシステム社 (Onesystem Limited)	Room 1928, 19/F., Metro Centre, 32 Lam Hing Street, Kowloon Bay, Kowloon, Hong Kong	Jackson Mok: jackson.mok@onesystem.com.hk	+852 2304 0071	2012年12月14日

出港前報告制度導入に伴うサービスプロバイダー一覧表

会社名/住所		連絡先	電話番号	契約日
カーゴスマート社 (CargoSmart Limited)	<u>Company Headquarters</u> 5/F, Lakeside 2, No.10 Science Park West Avenue Hong Kong Science Park Shatin, New Territories, Hong Kong	info@cargosmart.com	+852-2233-8000	2012年12月18日
	<u>United States Office</u> 2680 Zanker Road #120 San Jose, CA 95134 U.S.A.	info@cargosmart.com	+1-408-325-7600	
	<u>China Office</u> 6/F, A-1 Circle Building Southern Software Park No. 1 Software Road Tangjia, Zhuhai, Guangdong 519080, China	info@cargosmart.com	+86-756-363-3000	
	<u>United Kingdom Office</u> P.O. Box 1369 Southampton, SO16 9WZ United Kingdom	info@cargosmart.com	+44-(0)2380-510517	

(更新日：2012年12月18日)